

広 個 審 第 1 5 号
平成 1 9 年 1 0 月 3 0 日

広島市長 秋葉 忠利 様

広島市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

保有個人情報を訂正しないこととする決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成 1 9 年 6 月 2 5 日付け広〇課第 1 2 5 号で諮問のあったこのことについては、別
添のとおり答申します。

（諮問第 5 号関係）

答 申 書

平成19年6月25日付け広○課第125号で諮問のあった事案（諮問第5号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成19年4月24日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年3月1日付けで行った、別表記載の「非木造家屋調査票」に係る保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月30日付け広○課第37号で行った保有個人情報を訂正しないこととする決定（以下「本件不訂正決定」という。）について、これを取り消し、訂正を求めるといふものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書での申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 本件訂正請求の対象である保有個人情報は、固定資産税・都市計画税の賦課に係るものであり、客観的な事実と合致し、正確かつ最新なものとするのが義務付けられています。
- (2) 「非木造家屋調査票」の「種類」欄の記載内容は、実施機関が登記簿上登記されている種類をそのまま転記し、記載内容が未来永劫、不変なものであると認識して不訂正としていますが、現況と異なっています。正確でない情報をそのまま保有することまでも広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）は容認するものではありません。
- (3) 「非木造家屋調査票」の「住宅・アパート用」及び「工場・倉庫・市場用」と記載された部分についても、現況とは明らかに異なる表記ですから、二本線を引き、余白

部分に事実（現況）を朱書する方法で、正確かつ最新の情報として保有する必要があります。

- (4) 現地調査等も行わず、保有個人情報を正確かつ最新の情報に訂正しないことは、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）や条例の趣旨・目的を逸脱した裁量権の濫用にあたります。

4 実施機関の主張の要旨

判断説明書での実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 「非木造家屋調査票」の「種類」欄の記載内容について

地方税法の規定により、市町村は、固定資産の状況等を明らかにするため、固定資産課税台帳を備え、市町村の条例の定めるところにより固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならないこととされています。

また、家屋課税台帳には、登記簿に登録されている家屋について、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「不動産登記法」という。）上の所有権の登記名義人の住所及び氏名、建物の表示に関する登記事項である建物の種類、構造及び床面積などを登録しなければならないとされています。

これを受け、実施機関は、広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。以下「市税条例」という。）において、固定資産の評価に関して必要な資料の様式のひとつとして、非木造家屋を用途別に分類した「非木造家屋調査票」を定めており、新築、増築等がなされたときは、その「種類」欄に、登記簿上の「建物の種類」をそのまま記載することとしています。

実施機関は、関係法令等の規定に基づき、「非木造家屋調査票」の「種類」欄に登録簿上の「建物の種類」を記載したものであり、本件訂正請求については、訂正の必要はないと判断するものです。

- (2) 「非木造家屋調査票」の様式の名称について

「非木造家屋調査票」の「工場・倉庫・市場用」及び「住宅・アパート用」との表記については、総務大臣が定めた固定資産評価基準により、非木造家屋を用途別に分類した様式の名称を示しているにすぎず、訂正の必要はないと判断するものです。

5 審議会の判断理由

当審議会としては、条例の規定に則り検討した結果、以下のとおり判断します。

- (1) 条例の規定について

ア 条例第2条第2号において、「個人情報」とは、「個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定され得るものをいう。ただし、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。」と規定し、同条第3号において、「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定しています。

イ また、条例第22条第1項において、「何人も、実施機関に対し、開示（第20条第1項の他の法令及び広島市情報公開条例の規定による開示を含む。第28条第1項において同じ。）を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。」と規定しています。

なお、ここにいう「事実」とは、氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、数量等、客観的に判断することができる事項をいいます。

ウ そこで、以下、本件訂正請求に係る情報が保有個人情報であるかどうか、保有個人情報であるとして事実と合致しているかどうかについて判断します。

(2) 制度の仕組み等について

ア 地方税法において、市町村は、固定資産の状況及び固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の総称）を備え、市町村の条例の定めるところにより、家屋見取図、その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならないとされています（同法第380条第1項及び第3項）。

イ 家屋課税台帳への登録にあたっては、市町村長は登記簿に登録されている家屋について、不動産登記法第44条第1項各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名などを登録しなければならないとされ（地方税法第381条第3項）、不動産登記法第44条第1項第3号において、建物の表示に関する登記事項のひとつとして「建物の種類、構造及び床面積」が規定されています。

ウ また、固定資産税における家屋の評価にあたっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）により行わなければならないとされています（地方税法第403条第1項）。

エ この評価基準において、家屋の価格は、再建築費評点数に経過年数に応ずる減点補正率などを乗じて求めることとされており、また、非木造家屋の再建築費評点数

を求めるために、非木造家屋再建築費評点基準表（以下「基準表」という。）が定められています（昭和38年12月25日自治省告示第158号）。

オ 基準表は用途別に分類されており、用途別分類項目の中に、「住宅、アパート用建物」、「工場、倉庫、市場用建物」との記載があります。

カ この基準表を適用して再建築費評点数を求めるために、地方税法第380条第3項の規定を受け、市税条例第74条に基づき、固定資産の評価に関して必要な資料として実施機関が定めた様式が「非木造家屋調査票」です。

キ 建物が新築、増築等されたときは、この非木造家屋調査票を用い、建物の再建築費評点数を求めることとなります。この場合、当該非木造家屋調査票の「種類」欄には、家屋課税台帳に登録する種類、すなわち登記簿上の「建物の種類」をそのまま転記することとされています。

(3) 本件訂正請求に対する判断

ア 「非木造家屋調査票」の「種類」欄の記録について

(ア) 保有個人情報であるかどうかについて

審議会において見分したところ、「非木造家屋調査票」の「所有者」欄には当該所有者の氏名の記載があり、「種類」欄に当該所有者の所有する当該建物の種類が記載されています。このことから、「非木造家屋調査票」の「種類」欄の記録は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した「個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定され得る保有個人情報」に該当するものと判断できます。

(イ) 事実と合致しているかどうかについて

a 審議会において見分したところ、「非木造家屋調査票」は、地方税法第380条第3項にいう「その他固定資産の評価に関して必要な資料」と認められます。

また、家屋課税台帳には、登記されている建物の種類を登録しなければならないところ、(2)の制度の仕組み等において既述したような家屋課税台帳と非木造家屋調査票との関係からすれば、非木造家屋調査票の建物の種類欄についても、登記簿上の「建物の種類」を記録することが必要であるといえます。

b 一方、審議会において調査したところ、申立人が所有する家屋の登記は、家屋番号「〇〇〇丁目〇〇〇」の「種類」欄は「居宅」と、また家屋番号「〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇」の「種類」欄は「共同住宅」となっていることが認められます。

c したがって、現地における実際の状況は別として、実施機関は、申立人所有に係る「非木造家屋調査票」の「種類」欄に、登記簿上の登記事項をそのまま転記したものであると認められ、その意味において、事実と合致しているといえます。

イ 「非木造家屋調査票」の様式の名称について

(ア) 保有個人情報であるかどうかについて

- a 審議会において見分したところ、「非木造家屋調査票（工場・倉庫・市場用）」及び「非木造家屋調査票（住宅・アパート用）」との表記は、いずれも、実施機関が、非木造家屋調査票の様式を定める際に、基準表の用途別区分の項目に基づいて記載したものにすぎません。すなわち、これらの表記は「書式の名称・体裁」上の記載であって、申立人の資産状況の内容を示すものではありません。
- b したがって、これらの記載はそもそも条例第2条第2号本文に規定する「個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定され得るもの」ではなく、訂正請求の対象となる保有個人情報には該当しないものと判断します。

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

6 審議会の要望

条例の解釈からは「1 審議会の結論」のとおり判断されますが、以下の諸点について、審議会として特に要望しておきます。

- (1) 条例第1条において、「本市が保有する個人情報について、その適正な取扱いを定め、開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で信頼される市政の運営に資すること」を目的として定めています。この目的を果たすためには、実施機関は、その所管する事務事業の執行にあたり、市民に対し、丁寧の説明し、また、分かりやすい表現を用いることが肝要です。
- (2) 本件訂正請求の事案に即して言えば、次の点についての対応に疑問が残ります。

ア 申立人への説明について

建物の種類に変更があった場合は、不動産登記法上、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該変更があった日から1月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならないとされています。実施機関が申立人に対し、申立人がこれらの手続を行えば、「非木造家屋調査票」の「種類」欄の記載内容も変更されることを十分に説明していたのかどうか疑問が残ります。

イ 「保有個人情報不訂正決定通知書」の文章表現について

実施機関から申立人への「保有個人情報不訂正決定通知書」の「訂正しない理由」欄の文章表現については、例えば、「事実に誤りはありません。」との表現は、実施機関は、そこにいう「事実」を「法令上、登記簿の記載をそのまま転記した事実自体に誤りはない。」との意味で使用していると考えられますが、文章表現が不十分

であるために、申立人に対し、その趣旨が伝わっていないのではないか疑問が残ります。

- (3) 実施機関におかれましては、丁寧で分かりやすい説明・表現を用い、円滑な意思疎通を図ることにより、市民の理解と信頼を深めることができるよう、より一層努力することを望みます。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙のとおりです。

別表

地番の表記	家屋番号 の表記	公文書の名称	訂正請求に係る現在の 表記	申立人が求める訂正請求 の内容
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	非木造家屋調査票	居宅・共同住宅	「共同住宅」を削除又は消 去すること
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	非木造家屋調査票	(工場・倉庫・市場用)	「工場・市場用」を削除又 は消去すること
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	非木造家屋調査票	(工場・倉庫・市場用)	「工場・市場用」を削除又 は消去すること
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	非木造家屋調査票	(住宅・アパート用)	「(店舗・共同住宅)」に訂 正すること

別紙

審議会の処理経過

年 月 日	処理内容
19. 6. 25	広○課第125号の諮問を受理（諮問第5号で受理）
19. 8. 1 （第1回審議会）	審議（事案の概要説明）
19. 9. 12 （第2回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
井 上 周 子	弁護士
大 平 泰	中国新聞社編集委員
加 藤 高	広島修道大学名誉教授
木 下 則 子	広島消費者協会理事
西 村 裕 三 (会 長)	広島大学法学部長・教授